平成２７年（フ）第１７６９号
福岡市南区大橋団地２番1003号
債務者　中村　陽一
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７７７号
福岡市南区皿山１丁目９番７―501号
債務者　井浦理恵子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７７９号
福岡県春日市春日６丁目82番地
債務者　土井　麗奈
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７８２号
福岡市南区三宅２丁目30番19号
債務者　吉田　直美
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７８５号
福岡県糸島市東99番地１
債務者　窪田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７９６号
福岡市東区香椎３丁目18番30号
債務者　浅野　秀子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８０４号
福岡市南区市崎１丁目１番３号
債務者　檜山　　登
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８０５号
福岡県春日市光町１丁目40番地１　宝満荘208号　花畑方、住民票上の住所福岡県春日市平田台４丁目52番地２　エクセルクローバーＡ―102号
債務者　米倉　和也
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８０８号
前住所：福岡県春日市小倉２丁目67番地　堂園ビル203号
債務者　坂本　茉未（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８１２号
福岡市城南区城西団地２番505号
債務者　武藤　桂子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８１４号
福岡市西区小戸３丁目７番19―203号、前住所さいたま市北区吉野町２丁目237番地32
債務者　安部　弘士
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８１８号
福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目３番２―106号
債務者　上原　和博
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８１９号
福岡市東区松田３丁目20番10号
債務者　家入　正光
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３６号
佐賀県杵島郡白石町大字新明1750番地
債務者　岩永　智子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１４３号
佐賀県武雄市北方町大字志久1024番地２
債務者　川崎かおり
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１４４号
佐賀県武雄市朝日町大字中野5281番地
債務者　川内　晴利
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４２３号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目16番Ａ―２―808号
債務者　松原　勝利
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係